

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正することについて

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、本市における個人番号利用対象事務を追加するとともに、その事務に係る特定個人情報の利用範囲を定めるため、改正するものであります。

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例

秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項に基づく」を「第9条第2項に基づき、同項に定める事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を検索し、及び管理するため、」に改める。

第3条第2項を削り、同条第1項本文中「次の表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって」を「別表の左欄に掲げる事務のうち規則で定めるものを処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報のうち規則で定めるものであって、」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「提供を受ける目的の事務以外の事務に利用することができない」に改め、同項の表を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務のうち規則で定めるものとする。

- (1) 市長が行う別表第1項から第11項までの左欄に掲げる事務
- (2) 法別表第1の第2欄に掲げる事務のうち、市長が行う別表第12項から第23項までの左欄に掲げる事務

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「市長又は教育委員会」と、「別表の左欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの」とあるのは「法別表第2の第2欄に掲げる事務」と、「同表の右欄に掲げる特定個人情報のうち規則で定めるもの」とあるのは「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」と読み替えるものとする。

第4条中「前条各項本文」を「前条第2項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

事 務	特定個人情報
<p>1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づき算定した市区町村民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市区町村民税関係情報」という。）</p>
	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。）</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立</p>

支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）

2 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務	地方税法その他地方税に関する法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）
	後期高齢者医療給付関係情報
3 秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日常生活用具給付等事業に関する事務	市区町村民税関係情報
4 秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事業に関する事務	市区町村民税関係情報
5 秦野市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による地域活動支援センター事業に関する事務	市区町村民税関係情報

6 秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務	市区町村民税関係情報
7 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問入浴サービス事業に関する事務	市区町村民税関係情報
8 秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する要綱（平成20年4月1日施行）による障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報
9 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務	市区町村民税関係情報
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援又は措置に関する情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	障害児福祉手当等関係情報
10 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	都道府県民税関係情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	特別児童扶養手当関係情報
	自立支援給付関係情報
	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。）

	国民健康保険資格関係情報
	児童扶養手当関係情報
	秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による小児等医療費の助成に関する情報
1 1 秦野市小児等医療費の助成に関する条例による小児等医療費の助成に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	自立支援給付関係情報
	重度障害者医療費助成関係情報
	国民健康保険資格関係情報
	児童手当関係情報
	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報
1 2 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	外国人生活保護関係情報
	介護保険給付関係情報
	国民健康保険資格関係情報
1 3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
1 4 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支	外国人生活保護関係情報

援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	
1 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報
1 6 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	外国人生活保護関係情報
1 7 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	市区町村民税関係情報
	介護保険給付関係情報
	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
1 8 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	介護保険給付関係情報
	国民健康保険資格関係情報
1 9 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	外国人生活保護関係情報
2 0 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報

<p>2 1 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p>2 2 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務</p>	<p>市区町村民税関係情報</p>
	<p>生活保護関係情報</p>
	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p>2 3 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部改正の概要

1 条例改正の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」では、社会保障、地方税及び防災の分野において、個人番号の利用範囲が個別具体的に明記されています。

番号法では、地方公共団体が条例で定める事務についても、個人番号の利用が可能とされており、本年 1 月 1 日に施行した「秦野市個人番号の利用事務を定める条例（以下「条例」という。）」では、番号法に規定されている事務のうち、庁内の他事務における特定個人情報を利用するため、5 事務を規定しています。

今回の一部改正では、本市が条例や要綱等に基づき実施している 11 事務及び番号法に規定されている 7 事務を追加するとともに、その事務で利用する特定個人情報を追加するものです。

このことにより、行政手続における添付書類の省略が可能となるなど、市民サービスの利便性の向上や事務処理の効率化を図るものです。

2 条例改正の主な内容

(1) 個人番号利用事務を追加します。

ア 番号法に規定されている事務に準じる事務【11 事務】

- (ア) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務（別表第 1 項）
- (イ) 重度障害者医療費の助成に関する事務（別表第 2 項）
- (ウ) 日常生活用具給付等事業に関する事務（別表第 3 項）
- (エ) 移動支援事業に関する事務（別表第 4 項）
- (オ) 地域活動支援センター事業に関する事務（別表第 5 項）
- (カ) 日中一時支援事業に関する事務（別表第 6 項）
- (キ) 訪問入浴サービス事業に関する事務（別表第 7 項）
- (ク) 障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務（別表第 8 項）
- (ケ) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務（別表第 9 項）
- (コ) ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務（別表第 10 項）

(サ) 小児等医療費の助成に関する事務（別表第11項）

イ 番号法に規定されている事務【7事務】

(ア) 児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務（別表第14項）

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給等に関する事務（別表第15項）

(ウ) 介護保険法による保険給付の支給等に関する事務（別表第16項）

(エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による便宜の供与に関する事務（別表第19項）

(オ) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務（別表第20項）

(カ) 母子保健法による費用の支給等に関する事務（別表第21項）

(キ) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務（別表第23項）

(2) 上記の18事務において利用する特定個人情報を追加します。

(3) 改正前の条例に規定している事務のうち、次の3事務において利用する特定個人情報（外国人生活保護関係情報）を追加します。

ア 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収等に関する事務（別表第12項）

イ 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務（別表第18項）

ウ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務（別表第22項）

議案第37号 秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）<u>第9条第2項に基づき、同項に定める事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を検索し、及び管理するため、個人番号の利用について必要な事項を定める。</u></p> <p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第3条 <u>法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務のうち規則で定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市長が行う別表第1項から第11項までの左欄に掲げる事務</u></p> <p>(2) <u>法別表第1の第2欄に掲げる事務のうち、市長が行う別表第12項から第23項までの左欄に掲げる事務</u></p> <p>2 <u>市長は、別表の左欄に掲げる事務のうち規則で定めるものを処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報のうち規則で定めるものであって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）<u>第9条第2項に基づく個人番号の利用について必要な事項を定める。</u></p> <p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第3条 市長は、<u>次の表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者からその特定個人情報の提供を受けるときは、こ</u></p>

その特定個人情報の提供を受けるときは、提供を受ける目的の事務以外の事務に利用することができない。

の限りでない。

事務	特定個人情報
<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</u>
<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>
<u>健康増進法（平成14年</u>	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>地方税法その他地方税に関する法</u>

<u>法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
	<u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
<u>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
<u>高齢者の医療の確保に関</u>	<u>身体障害者福祉法による身体障害</u>

<u>する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>

3 前項の規定は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「市長又は教育委員会」と、「別表の左欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの」とあるのは「法別表第2の第2欄に掲げる事務」と、「同表の右欄に掲げる特定個人情報のうち規則で定めるもの」とあるのは「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」と読み替えるものとする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者からその特定個人情報の提供を受けるときは、この限りでない。

(書面提出の省略)

第4条 前条第2項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長又は教育委員会が特定個人情報を利用するに際して、他の条例、規則その他の規程の規定により書面の提出を個人番号に係る個人に義務付けている場合で、その書面がその特定個人情報と同一内容の情報を含むときは、その個人は、書面の提出を要しないものとする。

(書面提出の省略)

第4条 前条各項本文の規定により市長又は教育委員会が特定個人情報を利用するに際して、他の条例、規則その他の規程の規定により書面の提出を個人番号に係る個人に義務付けている場合で、その書面がその特定個人情報と同一内容の情報を含むときは、その個人は、書面の提出を要しないものとする。

別表(第3条関係)

事務	特定個人情報
1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。)による外国人に対する生活保護の措置に関する事務	地方税法(昭和25年法律第226号)その他地方税に関する法律に基づき算定した市区町村民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市区町村民税関係情報」という。)
	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は精

神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則

第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情

報

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する

情報

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）

2 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務

地方税法その他地方税に関する法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）

生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に

	<u>に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</u>
	<u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u>
	<u>国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）</u>
	<u>後期高齢者医療給付関係情報</u>
<u>3 秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日常生活用具給付等事業に関する事務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
<u>4 秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>

<u>業に関する事務</u>	
<u>5 秦野市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による地域活動支援センター事業に関する事務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
<u>6 秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
<u>7 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問入浴サービス事業に関する事務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
<u>8 秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する要綱（平成20年4月1日施行）による障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
	<u>生活保護関係情報</u>
	<u>外国人生活保護関係情報</u>
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支</u>

	<u>援事業の実施に関する情報</u>
9 <u>神奈川県在宅重度障害者 等手当支給条例（昭和44 年神奈川県条例第9号）に よる手当の支給に関する事 務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
	<u>児童福祉法（昭和22年法 律第164号）による障害 児入所支援又は措置に関す る情報</u>
	<u>身体障害者手帳又は精神障 害者保健福祉手帳に関する 情報</u>
	<u>障害児福祉手当等関係情報</u>
10 <u>秦野市ひとり親家庭等 医療費の助成に関する条例 （平成8年秦野市条例第 23号）によるひとり親家 庭等医療費の助成に関する 事務</u>	<u>都道府県民税関係情報</u>
	<u>生活保護関係情報</u>
	<u>外国人生活保護関係情報</u>
	<u>身体障害者手帳又は精神障 害者保健福祉手帳に関する 情報</u>
	<u>特別児童扶養手当関係情報</u>
	<u>自立支援給付関係情報</u>
	<u>秦野市重度障害者医療費の 助成に関する条例による重 度障害者医療費の助成に関</u>

	<p>する情報（以下「<u>重度障害者医療費助成関係情報</u>」という。）</p> <p><u>国民健康保険資格関係情報</u></p> <p><u>児童扶養手当関係情報</u></p> <p><u>秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による小児等医療費の助成に関する情報</u></p>
<p>1.1 <u>秦野市小児等医療費の助成に関する条例による小児等医療費の助成に関する事務</u></p>	<p><u>市区町村民税関係情報</u></p> <p><u>生活保護関係情報</u></p> <p><u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p><u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u></p> <p><u>自立支援給付関係情報</u></p> <p><u>重度障害者医療費助成関係情報</u></p> <p><u>国民健康保険資格関係情報</u></p> <p><u>児童手当関係情報</u></p>

	<u>秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報</u>
<u>1 2 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務</u>	<u>外国人生活保護関係情報</u>
	<u>介護保険給付関係情報</u>
	<u>国民健康保険資格関係情報</u>
<u>1 3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</u>	<u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u>
<u>1 4 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援</u>	<u>外国人生活保護関係情報</u>

<p><u>給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</u></p>	
<p><u>1 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</u></p>	<p><u>外国人生活保護関係情報</u></p>
<p><u>1 6 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務</u></p>	<p><u>外国人生活保護関係情報</u></p>
<p><u>1 7 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務</u></p>	<p><u>市区町村民税関係情報</u></p>
	<p><u>介護保険給付関係情報</u></p>
	<p><u>国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情</u></p>

	報
18 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	介護保険給付関係情報
	国民健康保険資格関係情報
19 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	外国人生活保護関係情報
20 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報
21 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、	外国人生活保護関係情報

<u>健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</u>	
<u>2 2 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務</u>	<u>市区町村民税関係情報</u> <u>生活保護関係情報</u> <u>外国人生活保護関係情報</u>
<u>2 3 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務</u>	<u>外国人生活保護関係情報</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。